

2025 年度 後半期 岡山大学授業料免除申請（大学独自制度） 主な変更点
Major Change Points of Application Procedure for Second Semester Tuition Fee Exemption in AY2025

岡山大学学生支援課
Student Support Division, Okayama University
Phone : 086-251-7211 (Japan Domestic)
Email : exemption [At Sign] adm.okayama-u.ac.jp

- 1. 授業料免除結果通知用封筒をご自身でご準備ください。**
Please prepare your own envelope for the tuition fee exemption results notification.
対象：全学生 For All Students

免除選考の結果通知は、申請時にご自身が提出した授業料免除結果通知用封筒により、郵送又は学内便で送付します。長 3 封筒（120mm×235mm）と 110 円切手（留学生宿舎と研究室宛ては切手不要）をご用意ください。

Notifications regarding the selection of exemption applications will be sent by mail or internal mail.
Please prepare an envelope(120mm × 235mm) with a 110yen postal stamp.
(No postal stamp is required for international student dormitory and laboratory.)

- 2. 独立生計者及び外国人留学生は、賃貸借契約書等（写）等をご提出ください。**
If you live independently or are a foreign student, please submit a copy of your Rental Agreement for your apartment.
対象：独立生計者及び外国人留学生 For Earners and Foreign Students

必要な提出物については、申請要領を確認してください。
Please refer to the application guidelines for more information.

岡山大学 2025 年度 前後半期分一括申請／後半期分 授業料免除申請要領（大学独自制度）

※ この申請要領の対象者は、

①大学院生（私費外国人留学生を含む）

②激甚災害により被災した学部学生のうち、高等教育の修学支援新制度において支援対象外となるか
又は授業料の満額が減免されない方

となります。

※ ②に該当する学部学生は、16～17 ページを熟読の上、申請してください。

※ 学部学生は、②に該当する方以外は申請対象外となりますので、授業料減免をご希望の方は、「高等教育の修学支援新制度」にお申し込みください。

高等教育の修学支援新制度【授業料等減免と給付型奨学金がセットになった制度です。】

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

※ 日本学術振興会特別研究員、OU－SPRINGおよびOU－BOOST－AI に採用の方で免除を希望される方は、研究協力課までお問い合わせください。

次の1 **免除対象者** に該当すると認められる方に対しては、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額を免除する制度になりますので、希望者はこの要領により申請してください。

（なお、予算の都合により1 **免除対象者** に該当する場合でも不許可となることがあります。）

授業料免除申請は、学生本人が申請者となります。学生本人が申請要領を熟読し、世帯の生計（勤務の状況や収入の状況）をしっかりと把握したうえで申請書類を準備してください。

収入等に関する申告漏れや虚偽の申請、指示された書類を指定された期限までに揃えることができない場合は、選考から除外します。また、免除決定後に収入等に関する申告漏れや虚偽が判明した場合は、遡及して免除の許可を取り消します。

※ この授業料免除申請要領では、4月から9月までの期間を前半期、10月から3月までの期間を後半期と称します。

1 **免除対象者**

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方を免除対象者としします。

なお、研究生、科目等履修生等の非正規生、授業料としての奨学金等を受給することが決定している方は、申請できません。

また、原則として、修業年限を超えて在籍する学生及び同一学年に留まっている学生は、申請できません。特段の事情があり、申請を希望する場合は、あらかじめ学生支援課 授業料免除（大学独自制度）担当（電話 086-251-7211）に相談してください。

14 ページ（9 **注意事項** の（7）その他 の①）も確認してください。

(1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（学部学生は除く。）

(2) 授業料の各半期の開始前1年以内（前半期分申請においては2024年4月以降）において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け授業料の納入が困難であると認められる者（学部学生は除く。）

(3) 「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により被災した者（学部学生を含む。）

※ 後半期分申請について、外国人留学生が10月中に渡日していない場合（前半期分申請については、4月中に渡日していない場合）は、岡山（日本）における生活の実態がないものと見なして、選考の対象から除外することがあります。（在学生が一時帰国後、日本に再入国していない場合を含む。）

ただし、留学やその他やむを得ない事情がある場合を除きます。

2 申請期間 後半期分免除申請：9月(10月新入生・・・9月下旬) [前半期分免除申請:3月]

日程の詳細については、後半期分申請に関しては8月上旬(前半期分申請に関しては2月上旬)に岡山大学ホームページ及び掲示にてお知らせしますので、必ず事前に申請期間を確認してください。

- 申請期限は厳守とします。(医歯薬学総合研究科(薬学系を除く。))の新入生は申請期間が異なりますので、自分の所属する研究科のスケジュールを確認してください。)
- ※ 急病により受付期間中に持参できない場合は、必ず受付期間内に学生支援課に連絡してください。受付期間終了後の申し出は受理しません。
- 気象警報等により授業が休講になった場合は、授業料免除の受付を休止します。
- 前半期分授業料免除と後半期分授業料免除で、それぞれ別々に申請が必要ですが、一定条件を満たす申請者については、「前後半期一括申請」が可能です(以下3を参照してください)。

3 前後半期一括申請について

一定条件を満たす申請者については、前半期分及び後半期分の授業料免除を一括して申請(以下、「前後半期一括申請」という。)することが可能です。

前後半期一括申請は、前半期の授業料免除等申請時に「前後半期一括申請」を選択した場合、後半期分の申請に必要な書類を大幅に減らすことができる制度ですが、**後半期分の申請期間中に下記の【一括申請者の提出必要書類(後半期分申請時)】に記載の書類提出を行わなかった場合は、後半期分の選考対象となりませんので、注意してください。**

一括申請に必要な条件や追加提出が必要な書類の詳細は、この申請要領でよく確認をしてください。

また、授業料免除の選考は前半期分、後半期分の各半期で行いますので、前半期分と後半期分で免除の結果が異なることがあります。**※10月入学の方は、前後半期一括申請の対象となりません。**

【一括申請の条件】

前後半期ともに申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更がない方が対象です。以下①～④のいずれかに該当する場合は、前後半期一括申請はできません。

また、前半期の申請結果が「不許可」であった方は、後半期において、前後半期一括申請による授業料免除の選考の対象となりません。

- ① 前半期と後半期で申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)が少しでも変わる見込みがある場合
※ 13 ページ9 **注意事項** (3) ⑤も確認してください。
- ② 年度途中で卒業・修了予定の場合
- ③ 年度途中(後半期)から、初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合
- ④ 年度内に休学・退学を予定している場合

【一括申請者の提出必要書類(後半期分申請時)】

次の①及び②(ただし、学部学生は①～③)を後半期分申請期間内(できる限り事前受付期間内)に、授業料免除担当窓口へ提出してください。**【期限厳守】**

- ① 前半期申請時に提出した様式1-②「家庭状況調書」のコピーの署名欄に、日付、学生番号、氏名をペンで記入したもの。
- ② 授業料免除結果通知用封筒については、14 ページ9 **注意事項** の(7) その他② をよく確認してください。
- ③ **【学部学生のみ】** 本要領 16～17 ページを参照の上、後半期分申請時点での状況に応じた以下の書類を提出してください。
 - スカラネットパーソナルの給付奨学金の詳細情報ページ・・・・・・既に給付奨学生の方
 - 学部学生の授業料免除申請(大学独自制度)に係る調書【後半期用】・・・・学部学生は全員
 - JASSO シミュレーション結果(保護者向け)を印刷したもの・・・・・・該当者のみ

【前後半期一括申請上の注意事項】

- ① 申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更が生じた場合は、後半期分申請受付開始までに「前後半期一括申請変更申立書」を提出のうえ、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括

申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に、変更申立てが必要であったことが判明した場合も、免除許可取り消しとなります。

- ② 申請書記載事項に虚偽不正の事実がある場合は、「岡山大授業料免除及び徴収猶予等取扱規程」第14条により、その許可を取り消します。
- ③ 前後半期一括申請が認められた場合でも、**選考は半期ごとに行います。前後半期一括により、一年間の授業料免除が認められるわけではありません。**

※ 後半期分授業料免除申請の要否については、18ページのフロー図「2025年度授業料免除申請の要否について」で確認をしてください。

4 申請書類の提出先

所属学部・研究科等	担当
【学部学生は激甚災害により被災した者のみ】 文学部、教育学部、法学部（夜間主コースを含む。）、 経済学部（夜間主コースを含む。）、理学部、薬学部、 工学部、農学部、グローバル・ディスカバリー・プログラム 教育学研究科、社会文化科学研究科、環境生命自然科学研究科、自然科学研究科、医歯薬学総合研究科（薬学系）、環境生命科学研究科、ヘルスシステム統合科学研究科、法務研究科	〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1 岡山大学学務部学生支援課 授業料免除（大学独自制度）担当 TEL：086-251-7211 ※受付場所は、受付日程の掲示を確認してください。
【激甚災害により被災した者のみ】 医学部医学科・保健学科、歯学部	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 学生支援担当 TEL：086-235-6589
保健学研究科	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 保健学科・保健学研究科担当 TEL：086-235-6929
医歯薬学総合研究科 修士課程、博士課程（医学系）	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 大学院担当 TEL：086-235-7986
医歯薬学総合研究科 博士課程（歯学系）	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 歯学部担当 TEL：086-235-6628

5 申請書類の提出方法

持参又は郵送による申請を受け付けます。いずれの場合も、申請期限までに必着のこと。

持参の場合は、担当窓口まで**学生本人が直接持参**してください。学生本人との面談により、記載された事項（世帯構成や家計状況等）を確認します。

指定された提出期間に持参できない場合は、事前受付期間に持参してください。特に申請期間中に岡山を離れるような場合は、日数に余裕をもって持参してください。

郵送する場合は、必ず、レターパックライトを使用することとし、普通郵便や学内便による送付は不可とします。（レターパックライト（430円）は、郵便局のほか店舗によってはコンビニエンスストアでも購入可能です。）

日本国外から送付する場合は、EMS、FedEx、DHL等の国際スピード配送サービスを使用してください。

申請書提出後に、不足書類や確認事項がある場合は、申請書に記載のある電話番号か、大学が付与したGメールアドレスへ連絡しますので、速やかに対応してください。**不足書類に関する連絡が取れない場合や、指定された期限までに必要書類の提出がない場合は、選考の対象外となります。**

※代理人による申請は不可とします。

6 選考結果の決定時期

後半期分免除決定：1月下旬から2月初旬（予定） [前半期分免除決定：7月下旬（予定）]

免除選考の結果（全額免除・半額免除・不許可）が決定するまで、授業料の納入は猶与されます。

免除選考の結果通知は、申請時にご自身が提出した授業料免除結果通知用封筒により、郵送又は学内便で送付します。結果が不許可の場合は、理由を付記します。

半額免除及び不許可の場合は、授業料納入に関する案内を同封します。該当の授業料を指定された期限までに納入してください。

口座振替による納入（引落日）：結果通知月の27日（休日の場合は翌営業日）

振込用紙による納入期限：結果通知月の末日

なお、岡山大学授業料免除WEBシステムで免除選考の結果を確認することもできます。

<https://menjyo.adm.okayama-u.ac.jp/exemption-request-system-for-student/>

※学内ネットワークからのみアクセス可能です。

※学外からのアクセスには、VPN接続が必要です。

※VPN接続についてはこちら <https://www.citm.okayama-u.ac.jp/citm/service/openvpn.html>

7 その他

・必ず、9 **注意事項**（12～15ページ）をよく読んで申請してください。

・大学が付与しているGメールでの連絡について

免除申請に関する連絡を、大学が付与しているGメールアドレス宛に行いますので、普段使っているメールアドレスに転送する等の設定をし、必ず受信できるようにしておいてください。

・独立生計者について

大学院に在学する方、婚姻している方、社会人としての経歴を経て入学した方又はその他特別の事情のある方のうち、下記の条件全てに該当する方については、独立生計者（父母等を含めない世帯）と認定することができるので、必要書類を添付のうえ、申請してください。

なお、独立生計者として認められない場合もありますので、初めて独立生計者として申請を希望する時は、独立生計者の世帯として申請する場合に必要な書類とともに、父母等の家族を含めた世帯で申請する場合に必要な書類も併せて提出してください。

・独立生計者の条件（①～④のすべてに該当していること）

① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

② 父母等と別居している者（二世帯住宅等では、別居とは認定できません。）

③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得・課税証明書が発行される者

④ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が被保険者となる保険に加入している者又は本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が世帯主として国民健康保険に加入している者

（注1）昨年及び今年中において、独立した家計を営むだけの収入（見込み）があること。

「昨年の実績がない者」、「今年の見通しの立っていない者」、「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助（送金や住居の提供）等で賄う者」等は、独立生計者とは認定できません。（私費外国人留学生を除く。）

（注2）「昨年の実績がない者」でも特例として「定職についた場合」は、独立生計者として認めることがあります。

8 **提出書類** 次の1.～9.の書類を提出してください。

※ 提出された書類は、返却・貸出・閲覧等できません。提出前に必ずコピーを取って保管してください。

提出時には、書類を様式番号順に並べてください。15 ページの9 **注意事項**(7) その他③を参照。

提出書類	留意事項
1. 授業料免除申請書 (様式1-①)	記入要領及び12 ページの9 注意事項 (3)を参照し、生計を同じくする人について、申請者本人が記入してください。 ※ 記入漏れが無いことをよく確認してください。
2. 家庭状況調書 (様式1-②)	
3. 収入状況等申告書 (様式2)	奨学金受給を証明するもの及び昨年のアルバイト収入を確認できる書類を提出してください。 ※ 記入漏れが無いことをよく確認してください。
4. 収入に関する書類	7～11 ページに記載の項目で、申請者本人と 父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者) に該当するものがある場合は、該当の必要書類をすべて提出してください。
5. 特別控除等に関する書類	
6. その他の書類	
7. 申請内容確認用紙(様式99)	申請書類を提出する前に、再度書類を確認してください。
8. 授業料免除結果通知用封筒	※詳細は14 ページ9 注意事項 (7) その他②を確認してください。 ・ご自身で長3封筒(120mm×235mm)をご用意ください。 ・郵送を希望する方は、110 円分の切手を貼ってください。 ・留学生宿舍、学内研究室、女子寮宛ての場合は、切手は不要です。

9. **所得・課税証明書** …令和7年度(令和6年分)のもの(必ず原本)

令和7年度(令和6年分)の所得・課税証明書は、令和7(2025)年1月1日に住所のあった、各市区町村役場で発行されます。(マイナンバーカードにより、コンビニエンスストア等でも取得できます。)

※2025 年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。

【重要】

- ・同一生計のうち、**父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者(例えば祖父母等))**について、証明書が必要。申請者である学生本人分も必要です。
- ・兄弟姉妹については、提出不要です。
- ・父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)については、**所得のない方(主婦・主夫及び高齢者等)**も提出が必要です。「0 円」又は「**課税台帳に記載なし**」等の証明が必要です。(収入がない場合でも、収入に関する金額が***表記となっているものは不可)
- ・提出のない場合は、書類不備として選考から除外します。

所得・課税証明書提出時の注意事項【必ず、以下の内容を確認し、必要な対応後に提出をしてください。】

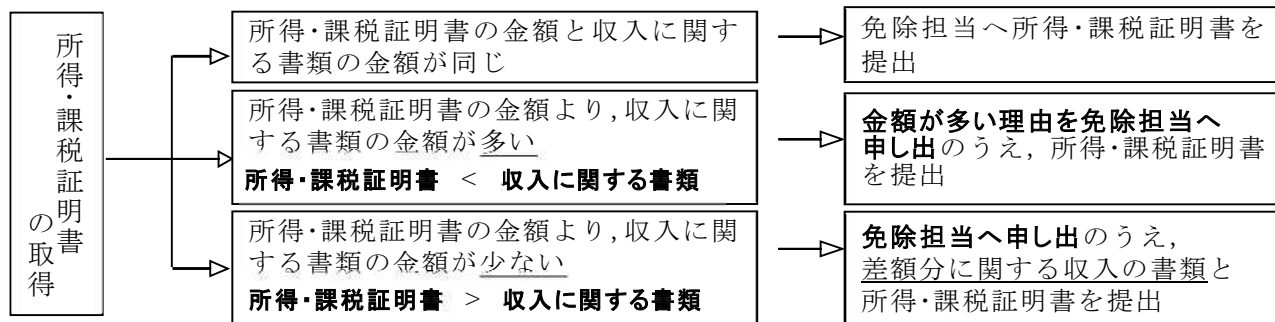
「**令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書**」の金額は、「**2024 年の収入に関する書類**(源泉徴収票や確定申告書 等)」の金額と基本的には一致します。

所得・課税証明書の金額と収入に関する書類の金額に違いがないか確認して提出してください。

所得・課税証明書の金額の内訳が不明の場合は、発行元の各市区町村役場にて確認してください。

※年金については、金額改訂があった場合、振込通知書から計算した金額と所得・課税証明書の金額は一致しません。

※2023 年 12 月の勤務に対して 2024 年 1 月に支払いがあったものについても含まれます。



※ 「９．所得・課税証明書」と 「４．収入に関する書類（源泉徴収票や確定申告書等）」は、どちらも提出が必要です。

（例）本人(大学院生・アルバイトなし)、父(自営業)、母(パート)、祖母(年金受給中)の世帯の場合

本人： 所得・課税証明書 父： 確定申告書等コピー + 所得・課税証明書

母： 源泉徴収票コピー + 所得・課税証明書 祖母： 提出不要

※ 所得・課税証明書に記載の金額に関する 源泉徴収票や確定申告書等の資料が無い場合、選考から除外する場合があります。

※ 祖父母等が、父母ともいない場合の父母に代わる家計支持者でない場合は、源泉徴収票や確定申告書等の提出は不要です。

（次ページに続く）

■ **収入に関する必要書類**（所得・課税証明書とともに該当する必要書類を提出してください。）

学生本人と父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）に、下記の区分に該当する収入を得た人がいる場合、**全ての収入に関し**、該当者全員について必要書類を提出してください。

※2024年1月1日以降に新たに得ることとなる(なった)収入(就職や年金の受給開始等)についても申告して、書類を提出してください。

区分		必 要 書 類	発 行 機 関 等
			勤 務 先 等
給与所得として区分されるもの		○2024 年分の源泉徴収票（写） ※2025 年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 2024 年中の全ての給与収入（アルバイトも含む）に関する源泉徴収票を提出してください。 ※ A4 サイズでコピーを取るか又は様式（別紙 1）に貼り付けて提出してください。 ※ 岡山大学での TA・RA 等に関しても提出が必要です。 源泉徴収票が無い場合： 源泉徴収票の発行又は給与等支払証明書（様式 1 2）による証明を勤務先に依頼してください。 - 給与明細等を源泉徴収票の代わりとすることはできません。 「支払調書」で示される収入は、原則として「給与所得以外の所得」として扱います。 個人宅での家庭教師についても給与等支払証明書（様式 1 2）による証明を提出してください。個人宅での家庭教師は、原則として「給与所得以外の所得」となります。 2023 年 12 月の勤務に対して 2024 年 1 月に支払いがあったものについても提出してください。 以下のものは、該当する場合に、<u>源泉徴収票とともに提出</u>してください。（<u>定職・アルバイトとともに提出が必要</u>です。）	
	給料 賃金 役員報酬 専従者給与 等	○給与等支給（見込）証明書（様式 4） - 申請の基準日時点（後半期分申請では 10 月 1 日）の勤務が <u>2024 年 1 月 1 日以降に採用されたもの</u>である場合（雇用形態が変更となった場合も含む。）は、提出が必要です。（2025 年 10 月に新規採用となる予定の勤務についても提出してください。） 2025 年度に岡山大学で TA や RA をしている人（独立生計者に限る。）は、14 ページ 9 注意事項の(6)の書類を提出してください。 - 独立生計者ではない場合：申請者本人のアルバイトに関する証明書（様式 4）は不要です。（定職のある申請者がアルバイトも行う場合は、定職とアルバイトの両方について証明書が必要です。） ○退職に関する証明書（様式 5） 又は 雇用保険被保険者離職票－1（写） 若しくは、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ※2025 年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 - 以下の期間以降に退職（定職・アルバイトともに）したことがある場合、提出が必要です。退職した勤務先にて本様式での証明書の作成を依頼し、提出してください。 後半期分授業料免除申請：<u>2024 年 10 月以降の退職</u> 入学料免除申請に添付する場合 2025 年10 月入学：<u>2024 年 10 月以降の退職</u>（徴収猶予申請含む） <u>申請者本人のアルバイト</u>については不要です。（独立生計者については、本人のアルバイトでも提出を求める場合があります。） ※ 岡山大学病院における申請者本人の医員(レジデント又は研修医)に関する証明書(様式4・様式5)については、収入状況等申告書(様式2)に「定職」として記載のうえ、教務担当に申し出てください。 ※ 公立の小・中・高等学校における講師・非常勤講師等の勤務に関する証明書(様式4・様式5)は、管轄の教育委員会に発行を依頼してください。	

区 分		必 要 書 類	発行機関等
給与所得として区分されるもの	年金 (個人年金保険を含む)	○年金受給一覧表(様式6) ○年金改定(決定)通知書(写) 又は 年金支払(振込)通知書(写) いずれかを提出。(いずれの場合も、最新(直近)のもの。) ※源泉徴収票では不可 ・複数の年金や年金に係る給付金を受給している場合は、全ての年金について提出してください。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、個人年金等も含まれます。 ・2025年10月から受給開始の年金も含まれます。	日本年金機構 保険会社 等
	失業給付金	○雇用保険受給資格者証(一面と三面)(写) ・退職後6か月以内の方も提出が必要です。	公共職業安定所
	傷病手当金	○傷病手当金支給決定通知書(写)	社会保険事務所
	生活扶助料 (生活保護世帯)	○生活保護決定(変更)通知書(写) 又は 生活保護費支給通知書(写) ・扶助される金額がわかるもの	保健福祉事務所 等
給与所得以外の所得として区分されるもの	商業 工業 個人経営 農業 林業 水産業 外交員 不動産 利子・配当 内職 講演料 原稿料 家庭教師 委託業務 等	■確定申告をしている場合 ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○令和6年分(2024年分)確定申告書(控)(写) ・第一表、第二表、第三表 ・e-Tax(イータックス/国税電子申告・納税システム)により申告した場合の(控)でもよい。 ○確定申告書に添付の決算書(写) または 収支内訳書(写) ■市民税・県民税の申告をしている場合 ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○令和7年度(2025年度)市民税・県民税申告書(控)(写) ・市区町村役場の受付印のあるものが望ましい。 ■2024年1月1日以降に開業・転業した場合 上記の「確定申告書」、「市民税・県民税申告書」に併せて、次の書類を提出してください。 ○給与所得以外の所得(見込)申立書(様式7)	税務署 市区町村役場
無 職 者		○無職等の申立書(様式8) ・雇用保険(失業手当)受給中の方、専業主婦・専業主夫(家計支持者が別にいる場合)。ただし、60歳以上の方は除きます。 ・退職後6か月以内の方は「雇用保険受給資格者証(一面と三面)(写)」の提出が必要です。 ・主たる家計支持者が長期にわたって無職無収入の場合「事情聴取調書」(様式3)の提出を求めることがあります。	家計支持者

■ 特別控除等に関する必要書類

以下の区分の**特別控除を希望する場合は、様式1-②「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入のうえ、必要書類を提出してください。** 区分に該当する方がいても、**特別控除を希望しない場合は提出不要**です。

注意:「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入されていない場合は控除されることがあります。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
高校生以上の就学者 (申請者本人を除く)	○在学証明書 又は 生徒(学生)証(写) ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 - 申請時現在(後半期分免除申請では2025年10月)以降に進学する就学者に関しては、進学後に提出してください。 ※10月の新入学は、10月1日開始として記入をしてください。 - A4より小さい場合は(別紙2)に貼り付けてください。	在 学 校
母子・父子世帯	○母子・父子世帯申立書(様式9) ○住民票(「世帯全員のもの」と記載されたもの)【該当世帯のみ(様式9を参照)】 - 直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの。 - 申請書提出以降、住民票に変更のある場合は、最新のものを再度提出してください。	
本人または学費負担者の被災	○罹災証明書(被害内容が記載されたもの) ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○修理費等の領収書(写)・・・特別控除を希望する場合のみ ※できる限り、確定申告で雑損控除したうえで、その確定申告書(控)(写)を提出してください。 ※「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により家計支持者が被災した場合は、13ページ9【注意事項】(5)風水害等の被害を受けた世帯についてをご覧ください。	市区町村役場 消防署 建築業者等
障がい者	○身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、介護保険被保険者証(「要介護3」以上のもの)(写)等 ※2025年前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。	
長期療養者 対象となる医療費は、申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する場合に、免除申請基準日(後半期は10月1日)から遡及して1年間です。	○「療養費証明書」(様式10) 長期療養費(特別控除)の希望がある場合は、 <u>病院・施設・薬局等に願い出て「療養費証明書」(様式10)に記入をしてもらい、証明を受けたものを提出してください。</u> 証明を受けた場合は、医療費に関しては、診断書・領収書の提出は不要です。ただし、介護サービスに関しては、介護保険被保険者証(写)又は要介護認定通知書(写)と領収書(写)を併せて提出してください。 <u>証明を受けられなかった場合は、自身で「療養費証明書」の所定欄に記入し、以下の診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等(原本)と領収書(写)を併せて提出してください。</u> ●診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等 - 同一病名で複数の病院を受診している場合は、附記欄に受診歴のある医療機関名を記載してもらってください。 ●医療費の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けた時はその支払明細書(写) - 領収書等は、各自で整理のうえA4サイズ用の紙に印刷してください。 - 整理されていないもの、病院名が不明なもの、不鮮明なものは控除の対象とすることができない場合があります。月ごとに見やすく整理して、別にクリップ留めをしてください。 ※「長期療養者」の区分で特別控除を受ける場合は、前後半期授業料免除一括申請の対象となりません。 - 原則として、健康保険適用分のみが控除の対象となります。 - マイナポータルからのダウンロード、請求書や保険者から送付された「医療費のお知らせ」等を領収書の代わりとすることはできません。	医療機関 市区町村役場

■ その他の書類

次の区分に該当する場合は、該当の必要書類を提出してください。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
独立生計者	○事情聴取調書（様式3） ○住民票（「世帯全員のもの」と記載されたもの） ・直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの ○賃貸借契約書等（写） ・契約書は「契約書名、契約期間、家賃、契約内容、契約の賃貸人（家主や契約業者）と賃借人双方の署名・捺印が明記してある部分」の全ての写しを提出してください。（電子契約書で署名・捺印がない場合も可。）なお、特殊な事情により契約書をお持ちでない場合は、別途ご相談ください。 ・契約期間が切れている場合は、家賃支払いの証明に、通帳や振り込みが分かるもの（家賃、支払者、支払日）など、直近の写しも一緒に提出してください。 ・留学生宿舎、シェアハウスに住んでいる場合は、入居許可書または本学からの入居決定メールの写しを提出してください。 ○健康保険証、資格確認書、マイナ保険証に関する情報 のコピー いずれか1つ ※ 4 ページ 7 その他 独立生計者の条件④を確認してください。 ・本人（配偶者を含む）が被保険者であるもの ・健康保険証もマイナンバーカードもお持ちでない方は、保険者から交付される「資格確認書（写）」を提出してください。 ・マイナンバーカードを健康保険証として利用している場合は、マイナポータルにログインし、健康保険証を選択、「資格情報をPDFで保存」を押し、「医療保険の資格情報」を印刷して提出、もしくは区分～保険者番号、保険者氏名までが記載されている画面を印刷して提出してください。 ※「資格情報のお知らせ」や「医療保険のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードする「健康保険証等情報csv」では受け付ません。 ※事情聴取調書（様式3）の④についても必ずチェックが必要です。 10月1日以降（前半期申請においては4月1日以降）に健康保険の種類や加入する保険者名が変わる場合は、提出が必要です。 ○父母の源泉徴収票（写）又は確定申告書（控）（写）等 ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ・<u>所得税法上</u>、父母の扶養親族でないことが証明できるもの ※ 父母の源泉徴収票に扶養親族として申請者本人が記載されている場合は、<u>所得税法上の扶養親族から外す手続をしたことを確認できる書類</u>（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等）が必要です。【<u>健康保険での扶養異動の手続とは別の手続きです。</u>】	

（次ページに続く）

区 分	必 要 書 類	発行機関等
奨学金受給者 （本人及び配偶者が、 2024年度及び2025年度 に受給している場合） 日本学生支援機構 修学支援新制度の 給付奨学生	○2024年度及び2025年度の受給額等のわかるもの ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 【<u>独立生計者以外</u>】<u>給付型の奨学金</u>（返還不要の奨学金）の 奨学生証（写）等 ※ 岡山大学が独自の制度により給付する奨学金については、添付不要です。 【<u>独立生計者</u>】 <u>給付型の奨学金</u>（返還不要の奨学金）の奨学生証（写）等 及び <u>貸与型の奨学金</u>（返還が必要な奨学金）の奨学生証（写）等 【<u>激甚災害により被災した学部学生</u>】 ※ 日本学生支援機構（JASSO）の「新制度」の給付奨学生については、16～17ページを参照の上、「学部学生の授業料免除申請（大学独自制度）に係る調書」とともに添付してください。	奨学団体
家計支持者が預貯金 や他の人からの送金 で生活を賄っている 場合	○送金の金額等がわかるもの 又は 通帳（写）等 ・ 家計支持者が、預貯金や他の人からの送金で生活を賄っている場合に必要です。通帳の名義と申請前6か月の送金や蓄えがわかるものを提出して下さい。 ・ 両親等の家計支持者から別居（下宿）していても、<u>被扶養者</u>となっている申請者については不要です。	
学資負担者の死亡 （各半期の開始前 1年以内の死亡）	○除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のコピー いずれか1つ ○死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類 （所得・課税証明書、源泉徴収票 等） ※2025年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。	市区町村役 場医療機関
特別な事情による 修業年限超過者等	○授業料免除申請対象事由調査書 ・ 該当者は、事前に学生支援課 授業料免除 大学独自制度担当（086-251-7211）へ申し出てください。	
特に説明を要する 場合	○申立書（様式11）	
その他	○大学が必要と認めた書類	

（次ページに続く）

9 注 意 事 項

(1) 授業料免除申請は、申請者数や予算額により結果が変わります。

世帯や家計に変更が無い場合でも、前回の免除申請の結果と異なる場合があります。
なお、前半期分の授業料免除申請の結果が家計基準を超えたことによる「不許可」の場合は、後半期分の授業料免除申請においても、ほとんどの場合、同様の結果となります。

ただし、次のような場合はこの限りではありません。

- 10月1日現在(後半期分申請時)の家計の状況が、前半期の基準日より後に変化している場合
- 申請内容が正しくなかったことが原因で「不許可」となった場合
- 修得単位数不足が原因の場合

なお、**前後半期一括申請をする場合は、3「前後半期一括申請」について(2ページ)を熟読し、必要な手続きをしてください。申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更(予定)がある場合等は、前後半期一括申請の対象となりません。**

また、前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、前後半期一括申請による授業料免除の選考の対象となりません。(改めて、後半期分の申請が必要です。)

(2) 授業料免除は学力基準と家計基準をもって選考します。

家計は、給与収入、自営所得、年金収入、手当収入、奨学金等その他の様々な収入を含めて評価します。給与収入や自営所得等は、前年の金額をもとに計算しますが、前年の1月1日以降に開始した勤務に関する収入については別に計算します。

なお、退職等によらない収入額の減少(給与の減額や休業、自己都合による休職等)については、原則として考慮されません。

(3) ① 申請書類は、家庭状況をよく確認し、**原則として、後半期分申請では10月1日現在(予定)** [前半期分申請では4月1日現在(予定)]の状況を申請者本人が記入し準備してください。

※ ペン又はボールペンで記入し、修正液は使用しないこと。**(二重線を引いて訂正すること。)**

摩擦により文字を消すことができるペン(フリクション等)での記入は認められません。

また、別の用途で使った裏紙に印刷した書類は受付できません。申請書は、様式番号ごとに印刷をし、記入をしてください。**(異なる様式番号のものを両面印刷しないでください。)**

② 本人及び家族のうち父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)については、2024年1月1日以降の全ての勤務状況(就職及び退職)・収入状況を申告し、必要な証明書を添付してください。

※ 2024年1月1日以降に就職と退職が繰り返されている場合、勤務状況を説明できるように把握してください。

※ 昨年には無かった収入でも、免除申請する年度から得ることとなる収入(就職や年金の受給開始等)についても、必ず申告してください。

③ 同居・別居を問わず、生計を同じくする人について記載し、必要な書類を揃えてください。

※ ただし、**収入に関する欄については、同居している家族のうち、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)のもののみ**を記入してください。

④ 申請理由や家計状況が不明な申請は受け付けできません。

不足書類が多い場合も受け付けできないことがあります。ただし、申請期間に揃えることができない書類がある場合、受付時にその旨を申し出てください。その場合、間に合わない書類のみ後日追加で提出していただきます。(例:免除申請書類の提出時に確定申告をまだ行っていない場合や、9月末の退職予定、10月からの進学や就職予定の家族がいる場合など。)

なお、10月の新入学については、10月1日時点で入学したものとして記入してください。

⑤ 申請書類の提出後、**状況に変更が生じた場合は、速やかに申し出て申請内容の訂正をしてください。**

※ 申請内容に未申告の内容が判明した場合や、それらに関する書類（源泉徴収票や給与支給（見込）証明書等）を指示された期限までに提出できない場合には、選考から除外することがあります。

また、免除決定までに**休学等の身上異動がある場合は、速やかに申し出てください。**（年度内に休学・退学を予定している場合は、前後半期一括申請はできません。）

【申し出が必要な例】

- ・世帯の人数構成が変わった場合
- ・学生本人や父母（又は父母に代わる家計支持者）の収入状況が変わった場合
 - ※雇用形態が変わった場合
 - ※新たに勤務を開始した場合や、仕事を辞めた場合など
 - ※新たな手当や年金を受給するようになった場合、手当の額や年金の額が変更になった場合など
- ・申請書類提出時には判明していなかった家族等の勤務状況や収入等が判明した場合
- ・本人の通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- ・兄弟姉妹等の就学者の状況に変更があった場合（進学や卒業等）や、通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- ・特別控除の要件に関する状況に変更があった場合
- ・独立生計者としての要件に関する状況に変更があった場合
- ・申請者本人が転居または連絡先を変更した場合
- ・その他、家庭状況・家計状況に変更のあった場合

⑥ **提出前の書類点検は行いません。**

申請要領やホームページに掲載している内容を確認したうえで、不明なことがあれば質問してください。

（４）**提出された書類の閲覧、貸出及び返却はしません。**

授業料免除申請で提出する全ての書類は、**提出前に必ずコピーを取っておいてください。**

なお、後半期分授業料免除申請でコピーをした書類は、次年度前半期分授業料免除申請に利用できるものもあります。

また、**一括申請が認められた場合は**、前半期に提出した「家庭状況調書」（様式 1-②のコピー）の提出が必要になります。

注意 不鮮明なコピー（文字が薄くで判読出来ない等）では、次回の申請時に提出されても受理できないことがあります。**コピー濃度の調節や、カラーコピーで保存**するなどして、**必ず、内容が読み取れるよう鮮明なコピーを保存してください。**

「退職に関する証明書」等は、次回の申請でも提出が必要になる場合があります。**必ずコピーを保存して**おいてください。

（５）**風水害等の被害を受けた世帯について**

政府が指定した大規模・広範囲な災害（激甚災害）により被災をした世帯については、災害から 1 年以内の免除申請においては 1,600,000 円、被災から 1 年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前 1 年に支出した修繕費等に相当する額が控除されます。（できる限り、確定申告を行ってください。）

確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修理費等を証明する領収書（写）等が必要となります。また、保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。（修理費等の全額が控除されるわけではありません。）

できる限り、確定申告を行ってください。

※「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により家計支持者が被災した方へ

申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書（様式1）」、「家庭状況調書（様式1-②）」、「（半壊以上の記載がある）罹災証明書」（写）及び 授業料免除結果通知用封筒（14 ページ9 **【注意事項】**（7）その他②）をよく確認してください。）のみです。

（6）TA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）について

岡山大学でのTAやRAもアルバイトとして扱いますので、2024 年中にTAやRAとして採用されていた方は、源泉徴収票を提出してください。

独立生計者 及び 外国人留学生は、2025 年度に、TAやRAとして採用されている場合、アルバイト収入の必要書類として次の（ア）～（ウ）の書類を一緒に提出してください。

（ア） 人事異動通知書（写）： 採用期間や時間単価のわかる書類

（イ） 勤務態様調書（写）： 勤務予定総時間数及び月ごとの勤務時間数のわかる書類

（ウ） 給与等支給（見込）証明書（様式4）： JST 創発 RA 採用者のみ。

（7）その他

① 免除申請のできる年数 及び 留年者等について

授業料免除は、原則として修業年限以内しか申請できません。在学中に休学した場合であっても、その休学期間を含めて修業年限の年数しか申請できません。

例）2023 年 4 月に修士課程に入学した方は、2024 年度までしか免除申請できません。途中の 1 年間に休学した場合であっても、原則として 2024 年度まで（入学から 2 年間）しか免除申請できません。

ただし、在学中の留学や病気等による休学をした等の特別な事情により、修業年限を超えて免除申請を希望する場合は、申請そのものが可能であるかどうかの審査を経たうえで申請できる場合があります。また、同一年次に留まっている場合（留年や進級出来なかった場合等）は、原則として、免除の申請はできません。（留学や病気等による休学等の場合を除く。）

② 授業料免除結果通知用封筒について

授業料免除結果通知用の封筒は、各自で長型 3 号封筒（120mm×235mm）を用意してください。

自宅や家族住所（決定時期に確実に受け取れる住所）に送付を希望する場合は 110 円切手を貼り、学生本人の氏名、左下へ学生番号（横書き）を記入して、申請書類とともに持参してください。

※留学生宿舍、女子寮、学内研究室を宛先とする場合は、学内便で送付するため、切手は貼らないでください。

○ 決定時期は、**後半期分免除申請：1 月下旬から 2 月上旬** [前半期分免除申請：7 月中旬から下旬]です。それまでに転居予定の場合は、必ず申し出てください。

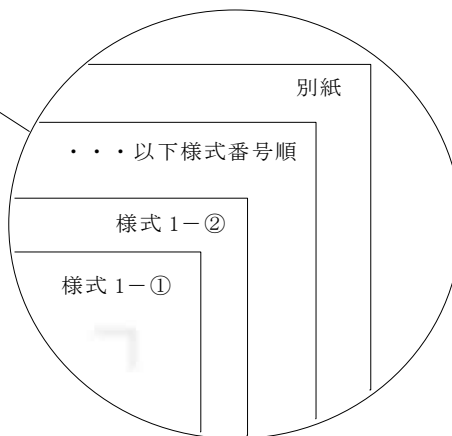
○ **学内研究室を宛先とする場合は、必ず、学部・研究科名、講座・研究室（研究所・センター名）名、指導教員氏名、申請者氏名を記入してください。**

○ **宛先は、申請者本人の名前で「・・・様」としてください。**（「行」「宛」等を書いていても、大学では訂正しません。）実家へ送付する場合は、送付先住所の左に家計支持者等の氏名を「〇〇様方」と併記してください。

③ 提出時の書類の並べ方について

提出時には、書類を様式番号順に並べて、所定様式以外のものは最後につけてください。

医療機関等で、「療養費証明書」（様式 10）による証明書が受けられず、長期療養者の「診断書」（様式 10-①）と領収書（写）を提出する場合は、月ごとに見やすく整理して、別にクリップ止めをしてください。



授業料免除申請時に提出していただく皆さんの個人情報については、授業料免除の選考以外の目的に利用することはありません。

提出していただく個人情報は、データ入力および帳票出力の目的で業務委託いたしますが、受託業者が個人情報を法令および本学との契約に則り取り扱うよう厳正に管理いたします。

【学部学生の授業料免除申請（大学独自制度）について】

■ 学部学生のうち、大学独自制度 授業料免除申請の対象者について

- ※ 激甚災害により被災した学部学生のみが大学独自制度の対象となります（「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等）。
- ※ 高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）【2025年度 秋の在学採用】の申請手続きについては、2025年8月下旬に下記ページにより確認してください。（外国人留学生は対象外です。）
<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>（*）（2025年9月初旬に受付予定）
- ※ 大学独自制度の対象外の学部学生の方で、授業料減免措置及び多子世帯の授業料無償化制度をご希望の方は、高等教育の修学支援新制度により授業料減免手続きを行ってください。（上記（*）を参照）
- ※ 新制度の支援対象となり得る方（満額支援を含む）については、新制度への申請がなければ、大学独自制度の授業料免除申請の対象となりません。 新制度への申請手続きを行ってください。
- ※ 新制度に未申請で、多子世帯の方は現段階でシミュレーション結果が「対象外」になる方も新制度に申請が可能です。多子世帯の方も必ず、新制度への申請手続きを行ってください。

■ 提出が必要な書類

対象者は、13ページの「（5）風水害等の被害を受けた世帯について」に記載されている申請書類に加えて、以下（1）～（5）のいずれかの書類を、ご自身が該当する項目に記載されているとおり、提出してください。

（1）既に、新制度の給付奨学生の身分をお持ちの方

「学部学生としての授業料免除申請に係る調書」にその旨を記入し、スカラネットパーソナルの給付奨学金の詳細情報ページ（支援区分や給付期間、支援区分適用履歴が分かるページ）を印刷したものとともに、申請書類に添付して提出してください。なお、「奨学生証（写）」は、提出不要です。

（2）新入生で大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方

入学前に申請し、大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方新入生の方は、進学後、進学先の学校に提出する「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」の写しを添付して提出してください。

（3）新制度の【2025年度 秋の在学採用】に申請する方

次ページの「JASSO 進学資金シミュレーター」によりシミュレーションを行ってください。「学部学生としての授業料免除申請に係る調書」にその結果を記入し、「JASSO シミュレーション結果（保護者の方向け）」を印刷したものととともに、申請書類に添付して提出してください。

※ 多子世帯の方は、シミュレーション結果に関わらず新制度へ申請のうえ、シミュレーション結果（保護者の方向け）を印刷して提出してください。

（4）JASSO シミュレーションの結果が、【収入基準】超過により、「支援なし」となる方

「学部学生としての授業料免除申請に係る調書」にその旨を記入し、「JASSO シミュレーション結果（保護者の方向け）」を印刷したものととともに、申請書類に添付して提出してください。

（5）新制度の【資産基準】超過により、支援対象外となる方

「学部学生としての授業料免除申請に係る調書」にその旨を記入して、申請書類に添付して提出してください。「JASSO シミュレーション結果」は、提出不要です。

【資産基準】

- ・多子世帯ではない場合：生計維持者の数に関わらず、資産額の合計が5,000万円未満であること。
- ・多子世帯の場合：生計維持者の数に関わらず、資産額の合計が3億円未満であること。

※多子世帯とは、扶養する子どもが3人以上いる世帯のことを指します。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指します。土地等の不動産は含みません。）をいいます。

(6) 本学への入学が高校卒業後3年を超過していることにより、新制度の支援対象外となる方

「学部学生としての授業料免除申請に係る調書」にその旨を記入して、申請書類に添付して提出してください。「JASSO シミュレーション結果」は、提出不要です。

※高校卒業後、2浪以内で入学された方は、新制度の支援対象です。

■ **高等教育の修学支援新制度（新制度）について**

新制度について詳しくは、こちらを参照してください。

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

■ **学部学生としての授業料免除申請に係る調書**

岡山大学ホームページからダウンロードして、使用してください。

https://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/shien-jmenjyo_nittei_2025ss.html

■ **日本学生支援機構（JASSO）進学資金シミュレーター**

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【奨学金選択】→【給付奨学金(保護者の方向け)】→【**2025年度 秋の在学採用**】のように進み、
【**2024年1月～12月の家計状況を入力**】して、シミュレーションを行ってください。

シミュレーションの結果を印刷して提出するときは、右上に、「学生番号」と「氏名」を記入してください。

■ **選考方法と免除金額について**

現行の「岡山大学授業料免除基準」に基づき選考を行います。

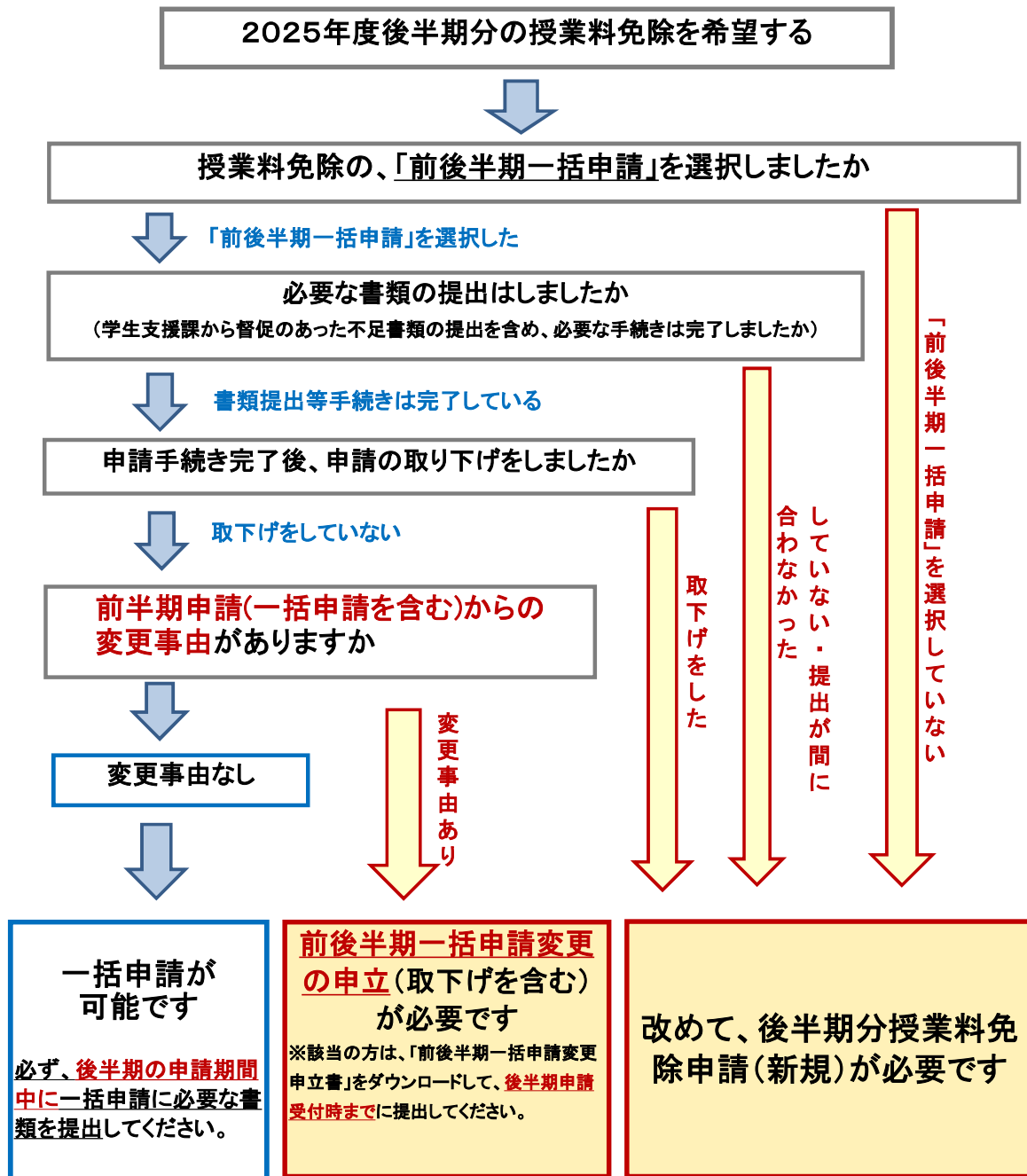
その結果、JASSO 認定の新制度による授業料の減免額を、大学独自制度の結果が上回る場合は、その差額分を大学が免除します。

【例】全額免除（独自制度）：2/3 又は 1/3（新制度）→ 授業料の支払いなし

全額免除（独自制度）：多子世帯・支援なし（新制度）→ 授業料の支払いなし

2025 年度後半期分授業料免除申請の要否について

申請をする方は、このフロー図を参考にし、前半期の申請状況に応じて、**後半期分**の授業料免除等の申請に必要な手続きを行ってください。



■「前後半期一括申請変更」の申し立てをする場合、変更部分についての様式や証明書類等のみではなく、改めて通常の申請と同様の様式・証明書類等を提出する必要があります。(取下げを除く)

■前半期の時点で授業料免除の申請を行っていない方で、後半期分の授業料免除を希望する場合は、新規に申請をする必要があります。

家庭状況調査 記入要領

家庭状況調査は、同居・別居を問わず生計を一にする方全員について記入してください。ただし、同居の家族はすべて同一生計とみなします。（同居の祖父母も含まれます。）

- ・就学者以外の生計を一にする家族を記入してください。
- ・主たる家計支持者（父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）の続柄を記入してください。
- ・父又は母が死亡・生別の場合は、氏名欄（ ）とし、その年月等を「特別控除関係」欄に記入してください。
- ・独立生計者の配偶者は、「父」の欄を「妻（夫）」と訂正のうえ記入してください。
- ・無職の場合、職業欄は空欄にせず「無職」と記入し、無職の開始年月を記入してください。（内職・アルバイト・パート等、収入のある方は無職とはしません。）

- ・「収入状況」欄は、2024年分（1月～12月）の所得を記入してください。ただし、2024年1月以降に転職・就職・開業した場合は、年間の所得見込額を（様式4又は7）により記入してください。
- ・年金は、最新の年額を（様式6）により記入してください。（支払通知書による1回の支払額×年間支払回数＝最新の年額）

【前後半期一括申請中の方へ】

- ・後半期において申請内容に変更がない場合のみ、前半期分「家庭状況調査」のコピーの署名欄に署名をし、後半期申請期間内に免除結果通知用封筒とともに学務部学生支援課授業料免除担当窓口（鹿田地区・夜間主は各教務担当窓口）へ提出してください。
- ※後半期申請期間中（締切厳守）に前半期分「家庭状況調査」のコピーの提出がない場合、後半期分の申請者として取り扱いせんのでご注意ください。

【注意】

- ・申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更が生じた場合は、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に変更が生じた場合の無申請が判明した場合も、免除許可取り消しとなります。
- ※前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、前後半期一括申請の対象となりません。

2025

後半期分

授業料免除

10月1日現在

主たる家計支持者

父

就学者（本人を除く）

同居の家族は同一生計とします。同居の祖父母等も含まれます。

A4サイズ用紙に横向きで印刷してください。

学生番号 22M24999

太枠欄は、大学認定のため記入しないでください。

家庭状況調査		現在の職業 現在の雇用の開始年月	給与所得の計 (税込) (千円)	給与所得以外の 所得(税込)(千円)
氏名(フルネーム)	年齢			
(フリガナ) 本人				
父 岡大 夏男	23			
母 (岡大 松子)	62	食料品小売業・農・林・漁業 1989年4月～		
姉 岡大 竹子	25	会社員 2023年4月～		
祖父 岡大 秋男	76	無職(年金受給)		
祖母 岡大 梅子	73	無職		

年齢・職業、現在の雇用の開始年月も記入してください。

60歳以上で年金が無い場合は、必ず「なし」と記入してください。

区分	続柄	本人 (千円)	父 (千円)	母 (千円)	備考
給与・賃金		380	2,735		
役員報酬					
専従者給与					
失業給付					
計		380	2,735		
給与所得以外の所得					
商・工業			2,710		
農・林・漁業			412		
家賃・地代					
利子配当					
内職					
親戚等の援助					
謝金・報酬		50			
計		50	3,122		

注1 給与所得は、前年1年間の収入金額（源泉徴収票の支払金額等）を記入すること。（千円未満切捨て）

注2 給与所得以外の所得は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。（千円未満切捨て）

※ 後半期の状況が前半期分と変更のない場合のみ、本紙のコピーの以下の枠内に署名したものを、免除結果通知用封筒とともに、後半期申請期間内に、学務部学生支援課授業料免除担当窓口へ提出してください。

「上記に記載した、私の授業料免除申請に係る家計状況、家族状況、就学状況等は、本年度後半期分授業料免除申請においても、変更はありません。」

年 月 日 学生番号 氏名(署名)

●2024（令和6）年分 給与所得の源泉徴収票（一部分）

支払者	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収額
津山市駅前町〇〇-〇	2,735,000	2,151,000	1,907,500	243,500
岡大 夏男				

この欄の金額を「給与所得」欄に記入してください。

●2024（令和6）年分の所得税の確定申告書（第一表の一部分）

事業	所得金額
給与所得	2,710,000
雑所得	412,000
合計	3,122,000

この欄の金額を「給与所得以外の所得」欄に記入してください。

家庭状況調書 記入要領

通学区分		※115 1:自宅 2:自宅外		(様式1-②)	
本人	奨学金受給状況	2025年度	日本学生支援機構奨学金 ※116 1:一種 2:二種 3:給付...複数回答可 貸与:月額(88)千円×(12)月 給付:月額()千円×()月 4:その他の奨学金(貸与・給付) 名称() 月額()千円×()月	2024年度	日本学生支援機構奨学金 ※117 1:一種 2:二種 3:給付...複数回答可 貸与:月額(88)千円×(12)月 給付:月額()千円×()月 4:その他の奨学金(貸与・給付) 名称(○○○奨学金) 月額(30)千円×(12)月
					前年度奨学金受給額(千円) 大学認定欄 記入しないでください。
就学者 (高校生以上は在学証明書を提出すること)	続柄	氏名(年齢)	後半期申請: 10月現在で記入してください 岡山大学の学生は学生番号も記入	設置区分	学校種別
	兄弟	岡大 冬男 (21才)		※121	※122
	妹	岡大 花子 (18才)		※123	※124
		〇〇専門学校 (1年)		※125	※126
				※127	※128
特別除関 該当者のみ記入のこと	母子・父子世帯	状況	左欄の状況となった時期	201	202
	障がい者 のいる世帯	続柄	障害者手帳等の番号	障害年金の有無	203
		療養期間	療養種別	療養費年額(円)	204
	長期療養者 のいる世帯	年 月から	※入院・通院・自宅療養		205
		年 月から	※入院・通院・自宅療養		206
係	被災年月日	被災内容	被害額(円)	207	208
大学認定	家族数	独立生計	生活保護世帯	学力	申請区分
	218	221	222	223	224
	0:無	記入しないでください。		1:該当	1:該当
	1:該当	1:該	1:適格	□ 10月入学	1:該当

親通学者及び独立生計者は「1:自宅」
親戚宅に住む者についても「1:自宅」
アパートや寮を借りて生活する者は「2:自宅外」

当年度に受給する奨学金(予約採用を含む)と、昨年度に受給した奨学金の両方について○印を付けてください。(複数回答可)

【日本学生支援機構の奨学金】
貸与・給付それぞれの受給金額を記入してください。

【その他の奨学金】
貸与か給付に○を付け、名称および金額を記入してください。

【就学者】 ページ下段を参照してください。

同一生計の兄弟・配偶者等が岡山大学に在学の場合：学部(研究科)及び学生番号を併記してください。
※兄弟等が独立生計の場合は、欄外へ、その兄弟の学生番号、氏名を記入してください。
(この欄へは記入しないでください。)

父又は母が死亡・生別の場合：
死亡・生別の父又は母を「就学者を除く家族」欄に記入の上、この欄にも記入してください。

障害者手帳や医師の証明により記入してください。
※障害年金の受給の有無についても記入してください。

長期療養(特別除関)の希望がある場合は、要領9ページを熟読の上、様式等を併せて提出してください。
※特別除関(「長期療養者」に記入がある場合は、前後半期一括申請の対象とはなりません。

授業料納期前1年以内に風水害等の災害を受け、前年分確定申告で雑損控除の申告をした場合には、その雑損控除額を世帯の総収入金額から特別控除できます。特別控除を希望する場合は、できる限り確定申告を行ってください。

確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修理費等を証明する領収書(写)等が必要となります。保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。(修理費等の全額が控除されるわけではありません。)

【就学者】とは、
 小学校・中学校(特別支援学校を含む)、高等学校(通信制・専攻科・別科を含む)、高等専門学校(専攻科を含む)、大学(大学院・別科・専攻科・通信教育部を含む) 及び 専修学校(高等課程・専門課程)に在学している方をいいます。

水産大学校、農業大学校、職業能力開発大学校、防衛大学校等、専修学校生(一般課程)、研究生、科目等履修生、補習科生、「各種学校」に分類されるもの(予備校・語学学校等)は就学者に該当しません。

ただし、専修学校(専門課程)の認可を受けている農業大学校は就学者に該当します。

※ 10月の新入学は、10月1日開始として記入してください。

※ 10月の状況が未定の場合は、見込みの状況を鉛筆書きにし、決定後速やかに届け出てください。

水産大学校、農業大学校、職業能力開発大学校、防衛大学校等、専修学校生(一般課程)、研究生、科目等履修生、補習科生、「各種学校」に分類されるもの(予備校・語学学校等)は就学者に該当しません。
ただし、専修学校(専門課程)の認可を受けている農業大学校は就学者に該当します。

- ※ 10月の新入学は、10月1日開始として記入してください。
- ※ 10月の状況が未定の場合は、見込みの状況を鉛筆書きにし、決定後速やかに届け出てください。

学生番号									※提出する書類は学生自身が全てコピーを保存してください。(様式 1-①)
【重要】申請する学生自身が申請要領を熟読していない場合は受付できません。									
授 業 料 免 除 申 請 書									
_____年 _____月 _____日									
岡山大学長 殿									
_____学 部 _____ ☐ 学科 ☐ 課程									
_____研究科 _____専攻 ☐ 博士前期課程、修士課程 ☐ 博士後期課程、博士課程(4・5年制) ☐ 専門職学位課程									
(入学年月) _____年 ☐ 4月 ☐ 10月 ☐ 入学 ☐ 編入学									
フリガナ ※必ず記入してください。									
氏 名 _____ 年次 _____ (10月現在)									
このたび下記理由により2025年度 後半期分 授業料を免除していただきたく 関係書類添付の上、お願いいたします。									
記									
理 由 (授業料の支払いが困難である事情や家庭状況について、具体的に詳しく記入してくだ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____									
主たる家計支持者が 無職・失職中の場合					そ の 年 月 : _____年 _____月から 生 活 費 の 出 所 : _____				
休学歴・留学歴のある場合					_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 理由: _____				
2025年度前半期の授業料免除状況(大学独自制度)					激 甚 災 害 被 災 の 有 無				
☐ 全額免除 ☐ 半額免除 ☐ 不許可 ☐ 申請無し					☐ 有 ・ ☐ 無 ※ 家計支持者の自宅が半壊以上の被災				
本人	現住所 〒 _____ - _____ E-mail: _____ @ _____				携帯				
家族	住所 〒 _____ - _____				TEL 携帯 (父母筆)				
申請結果の通知先(封筒記入の宛先)									
☐ 本人住所 ☐ 家族住所 ☐ 研究室 (_____ 研究室) ☐ その他 (_____)									

太枠欄は、大学認定のため記入しないこと。

学生番号⁵

--	--	--	--	--	--	--	--

✖

は、該当するもの
太枠欄は、太字

学認定のため記

入しないこと。

家 庭 状 況 調 査

		氏 名 (フルネーム)	年 齢	現在の職業 現在の雇用の開始年月	給与所得の計 (税込) (千円)	給与所得以外の 所得(税込)(千円)
(フリガナ) 本人					15	20
				年 月～		
就学者(右欄を除く家族)	父				25	30
				年 月～		
	母				35	40
				年 月～		
					45	50
				年 月～		
					55	60
				年 月～		
					65	70
				年 月～		
いて記入。 いては、父 い場合は 計支持者) 入してくだ					75	80
				年 月～		
					85	90
				年 月～		

後半期分

授業料免除
(10月1日
現在)

主たる
家計支持者

就学者(右欄)を除く家族

同居の家族について記入。ただし収入については、父母（父母ともいない場合は父母に代わる家計支持者）についてのみ記入してください。

		年 月～							
収入 状 況	続柄		本人 (千円)	父 (千円)	母 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)	備考
	区分								
	給与所得 (注1)	給料・賃金							
		役員報酬							
		専従者給与							
		年金							
		失業給付金							
	計								
	給与所得以外の所得 (注2)	商・工業							
		農・林・漁業							
		家賃・地代							
利子配当									
その他の雑所得									
親戚等の援助 報酬・業務									
計									

注1 給与所得は、前年1年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額等)を記入すること。(千円未満切捨て)

注2 給与所得以外の所得は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。(千円未満切捨て)

受付	/	受付番号	点検			完了
----	---	------	----	--	--	----

	後半期
--	-----

(様式 1-②)

本人	通学区分	※115				前年度奨学金 受給額(千円)	大学認定欄
		1: 自宅		2: 自宅外			
奨学金 受給状況	2025 年度	日本学生支援機構奨学金 ※116 1:一種 2:二種 3:給付・・・複数回答可 貸与:月額()千円×()月 給付:月額()千円×()月 4:その他の奨学金(貸与・給付) 名称() 月額()千円×()月		2024 年度	日本学生支援機構奨学金 1:一種 2:二種 3:給付・・・複数回答可 貸与:月額()千円×()月 給付:月額()千円×()月 4:その他の奨学金(貸与・給付) 名称() 月額()千円×()月		※117

就 学 者 (高校生以上は在学証明書等を提出のこと)	続柄	氏 名(年齢)	設置区分	学 校 種 別			通学区分
		学校名(学年)					
	氏名	※121	※122	4: 大学	※123		
	(才)	1: 国立	1: 小学校	5: 高等専門学校	1: 自宅		
	学校名	2: 公立	2: 中学校	6: 専修学校高等	2: 自宅外		
	(年)	3: 私立	3: 高校	7: 専修学校専門			
	氏名	※129	※130	4: 大学	※131		
	(才)	1: 国立	1: 小学校	5: 高等専門学校	1: 自宅		
	学校名	2: 公立	2: 中学校	6: 専修学校高等	2: 自宅外		
	(年)	3: 私立	3: 高校	7: 専修学校専門			
氏名	※137	※138	4: 大学	※139			
(才)	1: 国立	1: 小学校	5: 高等専門学校	1: 自宅			
学校名	2: 公立	2: 中学校	6: 専修学校高等	2: 自宅外			
(年)	3: 私立	3: 高校	7: 専修学校専門				
氏名	※145	※146	4: 大学	※147			
(才)	1: 国立	1: 小学校	5: 高等専門学校	1: 自宅			
学校名	2: 公立	2: 中学校	6: 専修学校高等	2: 自宅外			
(年)	3: 私立	3: 高校	7: 専修学校専門				

特 別 控 除 関 係	該当者のみ記入のこと	母子・父子 世 帯	状 況		左欄の状況となった時期		201	0: 非該当 () 1: 該当						
			父: 死亡・生別※		父: 年 月									
			母: 死亡・生別※		母: 年 月									
		障がい者の いる世帯	続 柄	障害者手帳等の番号			障害年金の有無		202	該当者 人				
							1: 有 2: 無 ※ 1: 有 2: 無 ※							
		長期療養者の いる世帯	続 柄	療 養 期 間	療養種別		療養費年額(円)		203	年額合計(千円)				
				年 月 から	※入院・通院・ 自宅療養									
				年 月 から	※入院・通院・ 自宅療養									
		火災・風水害等の 被災世帯	被災年月日		被災内容			被 害 額 (円)		213				
			年 月 日											

大 学 認 定	家族数	独立生計	生活保護世帯	学力	申請区分	非・課税世帯	多子世帯	養護施設世帯	辞 退
	218	221	222	223	224	225	226	228	227
	人	0: 無 1: 該当	0: 無 1: 該当	0: 不適格 1: 適 格 ☐ 10月入学	1: 一般 2: コロナ年限超過 3: 学力 4: 留年超過等 5: 家計支持者死亡 6: 被災 7: 被災(激甚災害)	0: 課税 1: 非課税	※ 本人を含め、子供(18歳未満の者又は脱学者)が3人以上の世帯(18歳以上の脱学者(本人含む)も、脱学者の2人又は18歳未満の子として扱う。) 0: 無 1: 該当	0: 無 1: 該当	

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

収入状況等申告書

① 奨学金の受給状況（受給していない場合は、無にチェック✓をしてください。）

年度	受給の有・無【複数回答可】／奨学金名称	給付・貸与の別	月 額	受給開始期
2025 2025.4～ 2026.3	☐ なし 日本学生支援機構： ☐ 1種 ☐ 2種 ☐ 給付 その他の奨学金： 「あり」の場合 ☐ あり 名称：	☐ 給付 ☐ 貸与	[貸与] 円 [給付] 円	[貸与] 年 月分～ [給付] 年 月分～
2024 2024.4～ 2025.3	☐ なし 日本学生支援機構： ☐ 1種 ☐ 2種 ☐ 給付 その他の奨学金： 「あり」の場合 ☐ あり 名称：	☐ 給付 ☐ 貸与	[貸与] 円 [給付] 円	[貸与] 年 月分～ [給付] 年 月分～

■ 給付奨学金（返還不要の奨学金）のみ、奨学生証等(写)の受給額及び受給期間がわかるものを添付してください。

■ **独立生計者**については、給付及び貸与ともに、奨学生証等の受給額がわかるもの(写)を添付してください。

② 前年のアルバイト・定職による収入の状況 … 本人 及び 配偶者(夫/妻)について記入してください。

2024年1月～12月に
(2024年1月～3月分も含みます)

アルバイト による収入が [☐ あった ・ ☐ なかった]

定 職 による収入が [☐ あった ・ ☐ なかった]

○2024年（1～12月）の**すべて**の収入を下欄に記入してください。

短期のもの、所得・課税証明書に記載されないものもすべて記入してください。（家庭教師や岡山大学でのTA・RA等含む）

辞めているものも記入してください。未申告の収入があった場合、虚偽の申請となります。

注）2023年12月の勤務に対して、2024年1月に支払われたものについても提出してください。

○ 記入した収入に関する源泉徴収票（写）をA4サイズにコピーするか、A4サイズより小さい場合は「貼付台紙（別紙1）」に貼って提出してください。

○ 源泉徴収票（写）のないものは、「給与等支払証明書(様式12)」による証明を添付してください。

↓ 定職の勤務については、「定職」欄に○を付けてください。

事務欄

	続柄※	定職	勤務先名	勤務内容	支払を受けた期間	受給総額	
1	☐ 本人 ☐ 配偶者				月～ 月	円	
2	☐ 本人 ☐ 配偶者				月～ 月	円	
3	☐ 本人 ☐ 配偶者				月～ 月	円	
4	☐ 本人 ☐ 配偶者				月～ 月	円	
5	☐ 本人 ☐ 配偶者				月～ 月	円	
6	☐ 本人 ☐ 配偶者				月～ 月	円	

行数が足りないときは別紙を添付してください。

配偶者 合計

円

本人 合計

円

2024年1月～12月の収入については、上記に記載したものが全てであり、これ以外の収入は、一切無かったことを申し立てます。

本人署名

③ 本人の現在のアルバイト・定職の状況（前半期分申請では4月1日現在 後半期分申請では10月1日現在の状況を申告してください。）

何らかのアルバイトを

- ☐ している（予定がある）
- ☐ していない（予定はない）

定 職 について

- ☐ 就いている（予定がある）
- ☐ 就いていない（予定はない）

…「定職」に就いている場合

勤務先名

学生番号									氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

事情聴取調査

(独立生計者申請用)

後半期分申請用

① 1 か月間の平均生活費 ※ 前半期分申請では 4 月 1 日現在、後半期分申請では 1 0 月 1 日現在の状況を記入してください。

収 入				支 出	
項 目	本 人	配 偶 者	項 目	本人 及び 家族	
定 職 ②欄に内容を記入すること	円	円	住 居 費 (共益費、管理費、 駐車場代 等を含む)	円	
アルバイト ②欄に内容を記入すること	円	円	水 道 光 熱 費	円	
送金・援助 (1 ヶ月の平均額) [援助者:]	円	円	食 費	円	
			書籍・教育費	円	
奨 学 金	金 額	円	通 信 費	円	
	名 称		交 通 費	円	
	受給期間	年 月～ 年 月	健 康 保 険 料	円	
注) 預貯金等		円	雑 費	円	
その他収入		円		円	
合 計		円	合 計	円	

※ 預貯金等に記入したときは、通帳（支出の履歴の直近 6 ヶ月分）等（写）を添付してください。

※ 収入の合計が支出の合計以上である必要があります。

※ 賃貸借契約書等（写）と一緒に提出してください。詳しくは、要領の10ページを確認してください。

② 1 0 月 1 日現在の定職・アルバイトの勤務状況

* 岡山大学での T A ・ R A 等の予定も記入してください。

* 全ての勤務を記入し、行が足りない場合は別紙を添付してください。

(前半期分申請では 4 月 1 日現在、後半期分申請では 1 0 月 1 日現在の状況)

	続 柄※	区 分※	勤 務 先	採 用年月日	勤 務 内 容	過 当労働時間	収入月額
1	☐ 本人 ☐ 配偶者	☐ 定職 ☐ アルバイト		年 月 日		時間	円
2	☐ 本人 ☐ 配偶者	☐ 定職 ☐ アルバイト		年 月 日		時間	円
3	☐ 本人 ☐ 配偶者	☐ 定職 ☐ アルバイト		年 月 日		時間	円
4	☐ 本人 ☐ 配偶者	☐ 定職 ☐ アルバイト		年 月 日		時間	円
5	☐ 本人 ☐ 配偶者	☐ 定職 ☐ アルバイト		年 月 日		時間	円
6	☐ 本人 ☐ 配偶者	☐ 定職 ☐ アルバイト		年 月 日		時間	円

■ 2024年1月以降に採用の定職・アルバイトについては、すべて「給与支給(見込)証明書(様式4)」による証明を添付してください。

③ ☐ 健康保険に関する書類は、10月1日以降に使用するものとします。（前半期分申請では 4 月 1 日現在）

☐ 健康保険に関する書類は、10月1日以降に変更する予定があるため後日追加提出します。

※ 健康保険の種類や加入する保険者など、変更の予定があれば改めて提出する必要があります。 事務確認欄： 提出確認 月 日

④ ☐ 私は、父母等の所得税法上の扶養親族ではありません。

※ 父母等の所得税法上の扶養親族となっている場合は独立生計者とは認められません。所得税法上の扶養親族になっていないことを確認のうえ、署名してください。（父母等の源泉徴収票や確定申告書を添付してください。）

上記のとおり相違ありません。 本人署名

事務確認欄： 現住所と住民票住所の相違 ☐有 ☐無

学生番号							氏 名	
------	--	--	--	--	--	--	-----	--

■ 太枠の中に記入漏れがないことを確認のうえ提出してください。

- ・2024 年1月以降の就職・転職(アルバイトを含む)の場合、この証明書の提出が必要です。
- ・独立生計者ではない学生は、自身のアルバイトに関して、この証明書は提出不要です。^注
それ以外、本人または家族の定職・アルバイトについては、証明書の提出が必要です。
- ・修正テープ等による修正がある場合は無効とします。
- ・※欄については、必ずいずれかの□にチェック✓印があることをご確認ください。
- ・JST 創発 RA 採用者は全員提出が必要です。(④その他()に JST 創発 RA と記載してください。)

◆この証明書の提出の要・不要は、下記のとおりです。
[○:提出必要 ×:提出不要]
[※:父母又はそれに代わる者のみ]

提出該当者		本人	家族
独立生計者 以外	アルバイト	× ^注	○ [※]
	定 職	○	○ [※]
独立生計者	アルバイト	○	○
	定 職	○	○

(注)ただし、アルバイトの他に定職がある場合は、アルバイトと定職に関する両方の証明書の提出が必要です。

(岡山大学への授業料免除申請用)

給与等支給(見込)証明書

以下は、必ず給与支払責任者かそれに代わる方が記入してください。

①給与の支払いを受けている方の氏名			
②採 用 年 月 日	年	月	日
③新規採用・雇用形態変更の別 [※]	上記の年月日より、 ☐ 新規採用 ☐ 雇用形態を変更		
④雇 用 区 分 [※]	☐ 正職員 ☐ パート職員 ☐ アルバイト ☐ その他 ()		
⑤職 務 内 容			
⑥最近3か月の各月の 総支給(予定)額	・控除前の金額で交通費・賞与を除いた金額を記入してください。 ・満3か月の支払実績が無い場合は、支給予定(見込み)額を含めた3か月分を記入してください。		
	支払月： 月	支払月： 月	支払月： 月
	円	円	円
⑦税法上の所得の区分 [※]	☐ 給 与 ☐ 給与以外 (雑所得相当)		
⑧賞与支給(予定) [※]	☐ 支給有 ☐ 支給無		
①～⑧について、上記のとおり証明します。			
年 月 日			
住 所			
給与等支払責任者 事業所名			
職名及び氏名 (印)			

↑ 証明する方の **職名** も必ず記入してください。

計算方法		÷ 3 × 1 2 (賞与無)	=	
	(3ヶ月の合計)			1 5 (賞与有)
				(収入状況に記入する額)

(様式 5)

学生番号							氏名	
------	--	--	--	--	--	--	----	--

注) 提出前に必ずコピーを保管してください。次回の申請でも提出が必要な場合があります。

下記の期間以降に、仕事（アルバイト等を含む）を退職した方について、提出してください。
(学生本人は、定職をやめた場合にのみ提出してください。)

授業料免除	前半期分申請：2024年4月1日以降の退職 後半期分申請：2024年10月1日以降の退職
入学科免除・ 徴収猶予	4月入学時申請：2024年4月1日以降の退職 10月入学時申請：2024年10月1日以降の退職

(岡山大学への授業料免除申請用)

◆この証明書の提出の要・不要は、下記のとおりです。

[○：提出必要、×：提出不要]

[※：父母又はそれに代わる者のみ]

提出該当者		本人	家族
独立生計者 以外	アルバイト	×	○※
	定職	○	○※
独立生計者	アルバイト	×	○
	定職	○	○

独立生計者本人のアルバイトについても提出を求める場合があります。

退職に関する証明書

(定年退職を含む)

以下は、雇用者か、それに代わる責任者が記入してください。

※ 欄については、必ずどちらかの□にチェック✓印をつけてください。

①退職した方の氏名	
②退職年月日	年 月 日
③雇用保険制度※	☐ 該当 ☐ 非該当 (失業手当を受給できる対象かどうかについて記入してください。)
備考	
①～③について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住 所 事業所名 職名 及び 氏名 印	

↑ 証明する方の 職名 も必ず記入してください。

学生番号										氏 名	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--

(様式 6)

年金受給一覧表

父母(父母がいない場合は家計支持者)が年金受給者の場合は、最新の「年金振込通知書」をもとに、金額及び年間の支給回数を【記入例】を参考に記入してください。(「年金額改定通知書」の方が新しい場合は、改定後の金額を記入してください。)

■受給している全ての年金について記入し、「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」の写しを添付してください。

注意【源泉徴収票ではありません】

■提出する「振込通知書」(写)等には、下記の記入欄の番号①～⑧を記入してください。

■年に複数回の支払いのある年金については、下記のものをご提出ください。

■生命保険会社等による個人年金についても含みます。

■遺族年金は、「母子・父子世帯申立書(様式9)」に受給者氏名を記入してください。

父母ともにおらず、代わって家計を支持する祖父母等が受給している遺族年金、障害年金も、この用紙に記入してください。

- 前半期分免除申請 ➡ 2024年6月以降のもので最新の「振込通知書」か「改訂通知書」(写)
- 後半期分免除申請 ➡ 2025年6月以降のもので最新の「振込通知書」か「改訂通知書」(写)
- ※受給している年金の種類によっては、上記期間のものが最新でない場合があります。
- その場合は、担当者に申し出た上で、最新の「振込通知書」か「改定通知書」(写)を提出してください。

【記入例1】

番号	氏 名	続柄	最新の年金振込通知書等の金額	年間支給回数	年間受給額	備 考
①	〇〇 □□	父	(厚生年金) 215,000 円 × 6 回 = 1,290,000 円			} 父合計 1,782,900円
②	〇〇 □□	父	(障害者年金) 82,150 円 × 6 回 = 492,900 円			
③	〇〇 △△	母	(国民年金) 円 × 回 = 485,000 円			

【記入例2】

番号	氏 名	続柄	最新の年金振込通知書等の金額	年間支給回数	年間受給額	備 考
①	□□ △△	母	(遺族年金) 144,000 円 × 6 回 = 864,000 円			

番号	氏 名	続柄	最新の年金振込通知書等の金額	年間支給回数	年間受給額	備 考
①			() 円 × 回 = 円			
②			() 円 × 回 = 円			
③			() 円 × 回 = 円			
④			() 円 × 回 = 円			
⑤			() 円 × 回 = 円			
⑥			() 円 × 回 = 円			
⑦			() 円 × 回 = 円			
⑧			() 円 × 回 = 円			

(様式 7)

学生番号						氏名	
------	--	--	--	--	--	----	--

給与所得以外の所得（見込） 申立書

2024年1月以降に開業・転業した方や、確定申告や市税県民税の申告をしていない自営業の方等は、以下の内容を記入し、提出してください。

事業の内容※	☐ 営業 () ☐ 農業 ☐ その他 ()
開業・転業 年 月 日	年 月 日

(注) ※欄については、いずれかの□にチェック✓印をつけ、()に具体的な内容を記入してください。

最近3か月の収入（所得）状況

月 別	①収入金額（円）	②必要経費（円）	①－②（円）
月			
月			
月			
合 計			③

収入金額①がきわめて少ない場合、経営状態等を以下に記入してください。

専従者がある場合は記入してください。同一生計で父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）の場合は（様式4）も併せて提出してください。

氏 名	続 柄	従事開始年月日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

申請者(学生)との続柄 ()

計算方法

$$\frac{\text{③（3か月の合計）}}{\div 3 \times 12} = \text{（収入状況に記入する額）}$$

(様式 8)

学生番号						氏名	
------	--	--	--	--	--	----	--

無 職 等 の 申 立 書

雇用保険（失業手当）受給中の方、家計支持者が別にいる世帯の専業主婦・専業主夫、60歳以上の方 及び 申請者の兄弟姉妹・祖父母 については、この申立書の提出は不要です。

アルバイト・パート収入がある場合は、無職とはしません。収入に関する書類を提出してください。

無 職 の 方 の 氏 名	
生 年 月 日	(☐ 昭和 ☐ 平成) 年 月 日生
免除申請者との続柄	
無 職 の 理 由 ※	☐ 失職の場合 (①②ともに記入してください) ① 失職の年月日 (年 月 日) ② 雇用保険の状況 (失業手当) { ☐ 非該当 ☐ 受給中 注 (年 月 日まで) ☐ 申請予定 (月 日頃) 注 ☐ 申請予定なし (備考欄に理由を記載のこと) ☐ 申請中 (受給待機中 年 月 日まで) ☐ 受給終了 注 (年 月 日) ☐ その他の場合 [年 月 日 から] ため
備 考	就業の見通し (がない場合の理由も含む) について、雇用保険の未申請理由 等

注) 雇用保険受給終了の場合は、受給者証のコピーを添付してください。

雇用保険を受給していた方は、退職後6か月以内の方も提出が必要です。

また、雇用保険を申請予定の方は、受給者証が発行され次第コピーを提出してください。

上記のとおり申し立てます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

家計支持者 署名

申請者との続柄 ()

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

母子・父子世帯申立書

必ず、①・②の両方記入をしてください。受給の有無欄は有・無のどちらかの□にチェック✓をつけてください。

	区 分	受給の有無	受給有の場合の記入事項
①	死別の場合 遺族年金	☐ 有 ☐ 無	遺族年金受給者がいる場合 受給者氏名： _____ * 様式 6 年金受給一覧表、年金通知書等（様式6参照）を提出してください。
	生別の場合 父または母より 養育費・生活費等 の援助	☐ 有 ☐ 無	氏名 _____（申請者との続柄 _____）より援助がある。 月額 _____ 円 × 12 = 年額 _____ 円
②	親戚その他の方 からの援助	☐ 有 ☐ 無	氏名 _____（申請者との続柄 _____）より援助がある。 月額 _____ 円 × 12 = 年額 _____ 円

注 意 様式 1-②「家庭状況調書」の「特別控除関係欄」の該当箇所に、必ず状況を記入してください。
ページ下「 」枠内の 1～6 に該当する世帯は、住民票（「世帯全員のもの」と記載されたもの）を添付してください。
該当のない世帯については、住民票の添付は不要です。
※ 住民票は、本人を含め、同一生計の家族全員のものがが必要です。

上記のとおり申し立てます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

家計支持者 署名 _____
申請者(学生)との続柄 (_____)

（「世帯全員のもの」と記載されたもの）
↓

「住民票」の添付が必要な世帯構成 …… 同一生計者全員について「住民票(世帯全員のもの)」が必要です。

- 1 母又は父と18歳未満の子（18歳以上で経済力のない就学者を含む。「以下同様」）
- 2 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上の祖父母の世帯
- 3 18歳未満の子の世帯
- 4 祖父母と18歳未満の子の世帯
- 5 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯
- 6 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上の祖父母の世帯

注 1）18歳以上の就学者（本人含む）及び長期に療養を要したり心身に障がいのある場合等で、経済力のない人は、18歳未満の子として扱ってください。

注 2）「経済力のない」とは、前年の所得金額が50万円以下（給与・年金の場合は1,663,000円以下）の人をいいます。

岡山大学免除申請者(申請者本人)

学生番号									氏名
------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

年 月 日

(記入に当たっては、次ページ(裏面)を参照してください。)

療 養 費 証 明 書

療養者氏名				診療期間	※ 通院・入院 年 月から か月日・週 回程度来院			
傷病名				健康保険の種類	※ 国保 ・社会保険 ・老人保険 ・その他()			
区分	↓ 診療機関の方は証明した項目に○をつけてください。			④ その他(調剤薬局等)		⑤補填金額 (高額療養費・高額介護サービス費)		自己負担額合計 ((①+②+③+④)-⑤)
	①入院	②外来	③介護サービス (自己負担分)					
支払った月	※食費、個室料、予防注射料、文書料は除いて記入願います。 (本人が記入する場合は、診断書【様式10-①】(本紙)、領収書等の添付が必要です。)			診療機関記入欄	本人記入欄 (領収書添付必要)	診療機関記入欄	本人記入欄 (振込通知書(写)の添付必要)	
2024年 10月								
2024年 11月								
2024年 12月								
2025年 1月								
2025年 2月								
2025年 3月								
2025年 4月								
2025年 5月								
2025年 6月								
2025年 7月								
2025年 8月								
2025年 9月								
合計金額	円	円	円	円	円	円	円	円

上記傷病に係る療養費の金額と、当該療養者が6か月以上療養しているか又は6か月以上の療養を必要とすることについて、証明します。

年 月 日

診療機関・施設、調剤薬局等名

※ 調剤薬局に依頼するときは、必ず、医師の証明のある傷病等の分についてのみ証明してください。

住所

※ 介護サービスについては、介護保険被保険者証(写)と、請求内訳が記載された領収書(写)を、併せて提出してください。

事業所名

<この様式は、2枚目(裏面)があります。必ず、併せて確認してください。>

医師名等

印

療 養 費 証 明 書（様式10）記 入 要 領 及 び 注 意 事 項

（ 証明をいただく医療機関の方へもお渡しください。 ）

○「長期療養者」の区分で特別控除を受ける場合は提出してください。

※ 「長期療養者」の区分で特別控除を受ける場合は、前後半期授業料免除一括申請の対象となりません。

○申請時現在において、6ヶ月以上の長期療養中の方、医師の診断書等により療養が必要であると判断された方又は介護保険被保険証にて介護等が必要とされた方が対象となります。

○算入する療養費は、免除申請基準日（令和7年10月1日）から遡及して1年以内（申請前12か月）に支払ったものが対象です。

○病院・施設・薬局等に願い出て、記入してもらい、証明を受けてください。証明を受けた場合は、医療費に関して診断書・領収書の提出は不要です。

○介護サービスに係る分については、この様式で施設等から証明を受けた場合でも、介護保険被保険者証（写）と、請求内容の内訳が記載された領収書（写）が必要です。

○証明を受けられなかった場合、自身で療養費証明書に記入してください。その場合は、「診断書」（様式10-①）又は 要介護認定通知（写）等と、「算出の元になった領収書」（写）を取りまとめて提出してください。

○自身で証明する場合は「診療機関記入欄」に記入しないよう注意してください。また、診療機関が証明する場合は、本人記載欄は記載しないでください。記入がある場合、本紙は無効となります。

○自身で作成する場合は、領収書（写）は、最近1年以内のもので、月ごとにA4判用紙に貼付し、合計金額を記入してください。

領収書は確認しやすいように月ごとに並べてください。

※ 月ごとに並んでいないもの、算出表に金額の記入のないもの及びA4判になっていないものは対象外とします。

※ 領収書に氏名の書かれていないもの、領収印のないもの、介護サービスについては、料金の内訳の記載のないものも対象外とします。

※ 補填される高額療養費等、医療費の還付・返戻、生命保険の入院給付金があり、⑤に記入する場合は、還付・返戻の通知書等（写）を提出してください。

○複数の医療機関・薬局を受診している場合は、本紙をコピーし、病気別、病院・調剤薬局別に療養費証明書を作成してください。

○控除の対象となる費目は、次のとおりです。

ア. 医師又は歯科医師への診療・治療費（保険適用分のみ）

イ. 病院、診療所への入院費用（保険適用分のみ。ただし、食事療養費は除きます。）

ウ. マッサージ師、鍼灸師、柔道整復師などの治療費

エ. 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む）

オ. 治療又は療養のための医薬品費（診療が確認できるもので、保険適用分のみ）

カ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた方が、サービスを利用した場合の自己負担額（食事代や、税法上の控除対象とならないもの、用具の貸与費用等は除きます。）

※ 文書料、予防注射料、個室料、差額ベッド料は控除対象になりません。

【診療にあたる診療機関の方へ】

○太枠内を記入してください。なお、空欄の箇所は斜線を引いてください。

○月ごとにかかった自己負担額について証明をお願いします。

○「④その他」欄については、上記の控除対象費目のうち、エ～カについて記入をお願いします。

○算入する療養費は、免除申請基準日（令和7年10月1日）から遡及して1年以内（申請前12ヶ月以内）に支払った領収書によるものが対象です。

○不明な点は、岡山大学学務部学生支援課授業料免除（大学独自制度）担当 TEL086-251-7211 までお問い合わせ願います。

(様式 10-①)

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

※この様式は、診療機関等から「療養費証明書（様式10）」での証明が受けられなかった場合のみ使用してください。

【医療機関及び医師の方へ】

岡山大学へ授業料免除を申請するために必要ですので、6か月以上療養しているか又は6か月以上の療養を必要とする場合は、下記診断書を作成願います。

不明な点は、岡山大学学務部学生支援課授業料免除（大学独自制度）担当

TEL086-251-7211 までお問い合わせ願います。

診 断 書

患者の氏名	
生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ____年____月____日
傷 病 名	
上記傷病による 治 療 期 間	____年____月____日から 現在治療中で、 ☐ 今後____か月程度治療を要する見込みである。 ☐ 今後、永続的な治療が必要と見込まれる。
附 記	上記の傷病名での、他の医療機関の通院歴や転院歴等がある場合記入してください。 画像診断等のための他機関紹介等についても、できるだけ記入してください。

上記のとおり診断します。

____年 ____月 ____日

医療法人等名 _____

所 在 地 _____
(TEL _____)

医 師 名 _____ (印)

(様式 11)

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

申 立 書

年 月 日

〔申立内容〕

源泉徴収票又は確定申告書と家庭状況調書で家族数に違いがある場合など、特に説明を要する事柄を具体的に記入してください。

誰の、何のことについての説明か、分かりやすく記入してください。

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

注) 提出前に必ずコピーを保管してください。次回の申請でも提出が必要な場合があります。

【証明される方へ】

- ・この証明は、源泉徴収票が本人に発行されていない場合に必要です。
 - ・源泉徴収票が発行可能な場合は、源泉徴収票を発行してください。
 - ・給与に該当しない支払（謝金・委託費・報酬等）についても、この様式で証明してください。
その場合、⑥の項目は「給与以外（雑所得）」を選択してください。
 - ・支払責任者の項目は、当該事業所の責任者による証明でも構いません。
(不明な点は岡山大学 学務部学生支援課 授業料免除（大学独自制度）担当TEL086-251-7211までお問い合わせ願います。)
 - ・修正がある場合は、二重線で訂正のうえ訂正印をお願いします。
修正液等による修正がある場合は無効とします。
- ※欄については、必ずいずれかの□にチェック✓印を付けてください。

(岡山大学への授業料免除申請用)

給与等支払証明書（2024年分）

(源泉徴収票がない場合等の前年分の支払額に関する証明書)

■2024年中（2024年1月～12月）の給与等の支払状況
(2023年12月に勤務実績があり、2024年1月に支払いがあったものも含む、源泉徴収額と
同じ金額を証明願います。)

以下は支払責任者か、それに代わる方が証明してください。

①給与等の支払いを 受けた方の氏名	
②雇 用 区 分	※ ☐ 正職員 ☐ パート職員 ☐ アルバイト ☐ その他（ ）
③職 務 内 容	
④2024年中の 総支払金額	_____円 「給与収入」の場合は、源泉徴収票 に記載されている「総支払金額」を 記入してください。
⑤支 払 期 間	2024年 _____月 ～ 2024年 _____月
⑥税法上の所得の区分	※ ☐ 給 与 ☐ 給与以外（雑所得）（注）
⑦備 考	
①～⑦について、上記のとおり証明します。 _____年 _____月 _____日 住 所 給与等支払責任者 事業所名 職名及び氏名 ㊞	

↑証明する方の**職名**も必ず記入してください。

(注)個人宅での家庭教師について・・・原則として「給与以外（雑所得）」としてください。事業所名と職名の記載は不要です。

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

(様式 99)

申請内容確認用紙 (この用紙も提出してください。)

■ 以下のことについて、学生自身が申請書類の記入内容等を再度確認し、右端のチェック欄口にチェック✓をしてください。

チェック欄

- 申請要領を学生自身が良く読みましたか？.....☐
- 申請する学生自身が申請要領を熟読していない場合、免除申請は受付できません。
- 各様式の記入内容について、記入漏れやチェック✓漏れはありませんか？.....☐
- (例) 家庭状況調書(様式 1-②)の「就学者を除く家族」の「年齢」「職業」「現在の雇用の開始年月」欄 など
- 同一生計者の 2024 年 1 月以降の勤務の状況(就職や退職)を説明できるよう把握していますか？.....☐
- 添付する各証明書については、指示されたものを提出していますか？.....☐
- (例) [年金] : 最新の振込通知(又は改訂額通知)(写)・・・源泉徴収票ではありません。
- 源泉徴収票などの A 4 サイズより小さい紙は、台紙に貼り付けていますか？.....☐
- 提出書類のコピーを学生自身が手元に保存していますか？.....☐

提出する書類にチェック✓をしてください。

全員が提出する書類	チェック欄
授業料免除申請書(様式 1-①)	
家庭状況調書(様式 1-②)	
収入状況等申告書(様式 2)	
申請内容確認用紙(様式 99)・・・本用紙	
結果通知用封筒(長 3 形 120mm×235mm)	
110 円分の切手(研究室・留学生宿舍宛ては不要)	
2025 年度 所得・課税証明書(2024 年分) (本人、父母・(父母ともいない場合は)父母に代わる家計支持者分)	

該当する人がいる場合に提出する書類	チェック欄
収入に関する必要書類	
特別控除に関する必要書類	
その他必要書類	
独立生計者の必要とするもの	

前半期分申請書類として、既に提出済みである場合は、再提出は不要です。

- 家庭状況調書には、生計を同じくする人全員のことが申告されていますか？.....☐
- 市役所への届出では別世帯であっても、同居している方(祖父母やその他の家族)は同一生計として取り扱います。
- 後半期分申請においては 10 月 1 日現在での状況を申告していますか？.....☐
- 申請書類提出後に状況が変わることが判明した場合(雇用状況、兄弟姉妹の進学等)は、必ず申し出てください。(10 月中の新入学は、全て 10 月 1 日入学として記入してください。)
- 2024 年 1 月以降の勤務状況(就職や退職など)や収入の状況等を全て申告していますか？.....☐
- 昨年 に 得 た 収 入 全 て に つ い て 申 告 し、 源 泉 徴 収 票 や 確 定 申 告 書 等 を 添 付 し て く だ さ い。
※ 2023 年 12 月 の 勤 務 に 対 し て 2024 年 1 月 に 支 払 わ れ た も の に つ い て も 提 出 し て く だ さ い。
- 本人、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)に、2024 年 1 月以降の就職・転職・雇用の変更・退職(定職・アルバイトともに)があった場合、源泉徴収票等に加えて、下記の必要書類を提出していますか？.....☐
- ◆2024 年月以降に始めた勤務

または業務

◆2024 年 1 月以降に雇用形態が変更となった勤務

が必要 です。 ※ただし独立生計者ではない学生本人のアルバイトについては不要

(様式 4) 給与等支給(見込)証明書または

(様式 7 給与所得以外の所得(見込)証明書
- ◆(前半期分申請) 2024 年 4 月以降の退職

◆(後半期分申請) 2024 年 10 月以降の退職

(様式 5) 退職に関する証明書が必要 です。
※ただし学生本人のアルバイトについては不要
- 同一生計者のうち、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)が得ている年金(個人年金保険等も含みます)や、他者からの援助について全て申告していますか？
(60 歳以上の方がいる場合は、必ず年金の有無を申告してください。無の場合は、様式 1-②にその旨を記入してください。).....☐

学生番号							氏 名	
------	--	--	--	--	--	--	-----	--

源泉徴収票等の貼付台紙

貼 付 位 置	本人との 続 柄
A4サイズでコピーしたものは、この台紙に貼る必要はありません。 (学生番号、氏名を記入のうえ提出してください。) 【印刷した源泉徴収票のサイズがA4サイズでない場合に、1枚につき、 台紙1枚を準備して貼り付けてください。】 (重要) ・準備した源泉徴収票は、<u>家庭状況調書の記載順</u> (本人・父・母) の順番に添付してください。 ・貼付する源泉徴収票等は、「8. 提出書類」を参照し、提出もれのないよう十分注意してください。 ・<u>文字の不明瞭なものは受け付けることができません。</u>また、縮小コピーはしないでください。 ・源泉徴収票は<u>必ずコピーを保管</u>しておいてください。 ・源泉徴収票は、表題部分(20〇〇年分給与所得の源泉徴収票)や支払者名(会社名)も確認できるようコピーしてください。	

学生番号							氏 名	
------	--	--	--	--	--	--	-----	--

生徒手帳(写)・障害者手帳(写)等の貼付台紙

- (重要) ・ A 4 サイズより小さい場合に、この台紙に貼付してください。(A 4 サイズのものは、そのまま提出してください。)
- ・ 添付する際は**重ならないように**貼付してください。
 - ・ 4 枚以上を貼り付ける時は、**この用紙を複数枚用意**して貼り付けてください。
 - ・ 印刷文字の不明瞭なものは受け付けることができません。

貼 付 位 置

本人との
続 柄

貼 付 位 置

本人との
続 柄

貼 付 位 置

本人との
続 柄
